

「特定建設工事共同企業体」での入札参加手続きについて

電子入札において、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)が参加可能な建設工事入札案件(総合評価を除く。)に参加する場合は、下記の事項に留意していただきますようお願いいたします。

なお、入札案件によっては下記の手順と異なる場合がありますので、各案件の入札公告を必ずご確認ください、入札参加手続きを行ってください。

記

- (1) 入札への参加申請(技術資料等の提出)までの手続きは従来と同様に書面で行い、指名通知から入札までの手続きは電子入札システムを用いて行います。
- (2) 入札への参加を希望される場合は、公告等の記載にしたがって手続きを行ってください。審査の結果、参加資格があると判断された場合は、電子入札システムから指名通知を送信します。
- (3) 審査の結果、参加資格がないと判断された場合の通知は、書面で行います。
- (4) (2)及び(3)の通知はいずれも、共同企業体の代表者に対してのみ行います。
- (5) 電子入札システム上での入札書の提出等、一連の入札手続きは共同企業体の代表者のみ可能です。
- (6) 共同企業体の代表者は、自社が単独企業として入札に参加するために利用者登録を行ったICカードを使用して、電子入札システムから入札を行ってください。